

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-------------------|--------|-----------------------|---|-------------------------|---|-------------|-------------------|---|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人日本経済団体 連合会 | 会費 | 1,260,000 | 1,260,000 | 2011/6/24、10/21 | 住宅政策、住宅金融等に関する意見、議論等の情報の把握や、住宅金融の役割や機構の役割などについての情報発信に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年4月に退会し、今後、廃止することとした。 | 有 |
| 社団法人経済企画協会 | 会費 | 120,000 | 120,000 | 2011/6/10 | 経済セミナーの参加、月例経済報告等の定期資料の入手により、効果的な調査業務の遂行に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年度から廃止することとした。 | 有 |
| 社団法人内外情勢調査 会 | 会費 | 252,000 | 252,000 | 2012/3/16 | 講演会参加等により、機構業務に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要なものに限る観点から改めて精査した結果、平成24年度から廃止することとした。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-----------------------|--------|-----------------------|---|-------------------------------------|--|-------------|-------------------|--|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人再開発コー ディネーター協会 | 会費 | 100,000 | 100,000 | 2011/7/8 | まちづくり融資(マンション建替え事 業)に関するセミナー開催時の協会 からの講師派遣や、市街地再開発 事業に関する協会主催の講習会受 講等による職員の知識向上に資す るため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、当機構主催セミナーへの講 師派遣や協会主催の講習会参加による知 識の取得等のため業務上必要となるもの であり、今後も支出を行うこととする。なお、 会費は「独立行政法人が支出する会費の 見直しについて」(平成24年3月23日行政 改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要な ものに限る観点から改めて精査した結果、 減額して支払う方向で検討中。 | 有 |
| 社団法人行政情報シス テム研究所 | 会費 | 120,000 | 60,000 | 2011/4/8(23年度分) 2012/3/30(24年度分) | 調査研究報告書、機関誌等の入手 により、機構における情報化の検討 に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、当機構における情報化の推 進等の検討をするに当たり、国・独立行政 法人・民間企業の動向等に関する最新の 知見を入手する上で業務上の必要がある ため、継続して支出を行うこととする。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-----------------|--------|-----------------------|---|-------------------------|---|-------------|-------------------|---|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人日本不動産学 会 | 会費 | 100,000 | 100,000 | 2011/10/14 | 実務報告会等を通じ、職員の専門 能力及び当機構のプレゼンス向上 に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、学会における調査研究発表、 各種シンポジウム等への参加、学会誌へ の寄稿を通じ、職員の専門能力及び当機 構のプレゼンス向上にとって必要があるた め、継続して支出を行うこととする。 | 有 |
| 社団法人建設広報協議 会 | 会費 | 550,000 | 一口100,000以上 | 2011/6/24 | 住宅を含む国土交通事業の国民へ の広報活動の推進に、住宅政策実 現の一端を担う公的機関として寄与 するため、会員である公的機関、地 方公共団体との意見交換や情報共 有、及び、公的機関の広報のあり方 に係る情報取得に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、公的機関の広報のあり方に 係る情報取得等に資するため業務上必要 であり、今後も支出を行うこととする。なお、 会費は「独立行政法人が支出する会費へ の見直しについて」(平成24年3月23日行政 改革実行本部決定)を踏まえ、真に必要な ものに限る観点から改めて精査した結果、 減額して支払う方向で検討中。 | 有 |
| 社団法人建設広報協議 会 | 協賛金 | 300,000 | - | 2011/6/24 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、各年の国土交通行政推進広 報事業に対するものであり、真に必要なも のに限る観点から改めて精査した結果、平 成24年度は支出しないこととした。今後に ついては、必要に応じて支出を行うこととす る。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-------------------------|--------|-----------------------|---|---|---|-------------|-------------------|--|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 公益社団法人日本経済 研究センター | 会費 | 945,000 | 945,000 | 2011/4/15 | 同センターの各種データ、研修、月 刊誌等に入手により、機構業務に資 するため。 | 公社 | 国所管 | 当該支出は、「独立行政法人が支出する会 費の見直しについて」(平成24年3月23日 行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必 要なものに限る観点から改めて精査した結 果、平成24年度から廃止することとした。 | 有 |
| 社団法人日本情報システ ム・ユーザー協会 | 会費 | 300,000 | 300,000 | 2011/6/24 | 調査・研究、機関誌等の入手によ り、機構における情報化の検討に資 するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、「独立行政法人が支出する会 費の見直しについて」(平成24年3月23日 行政改革実行本部決定)を踏まえ、真に必 要なものに限る観点から改めて精査した結 果、平成24年度から廃止することとした。 | 有 |
| 社団法人日本情報システ ム・ユーザー協会 | 研修受講料 | 430,000 | - | 2011/5/27、6/10、 6/17、7/8、8/19、10/7、 11/4、12/9、2012/1/20 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、研修や研究会への参加を通 じ、他企業の視点を学んだり職員のITリテ ラシー向上や人材の全体的レベルアップに 必要性があるため、今後も必要に応じて支 出を行うこととする。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|--------------------|--------|-----------------------|---|-------------------------|--|-------------|-------------------|---|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人全国市街地再 開発協会 | 会費 | 400,000 | 80,000 | 2011/7/8 | まちづくり融資(市街地再開 発事業、マンション建替え事業等)に関 して、協会主催の講演会への講師派 遣等による制度周知や、協会主催 の講習会受講等による職員の知識 向上に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、まちづくり融資(市街地再開 発事業、マンション建替え事業等)を実施す るに当たり、講習会受講等により最新の知 見を入手する上で必要である。今回、「独立 行政法人が支出する会費の見直しについ て」(平成24年3月23日行政改革実行本部 決定)も踏まえ、真に必要なものに限ること とし、精査を行った結果、平成23年度にお いて、5口支出していたものを見直し、1口 に限ることとした。 | 有 |
| 社団法人日本住宅協会 | 会費 | 900,000 | 18,000 | 2011/8/19 | 同協会は、我が国の住宅事情の改 善に取り組んでおり、有益な関連情 報の入手により、機構業務等に資す るため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、機構業務(災害復興融資やま ちづくり融資等)を実施するに当たり、同協 会からの有益な最新情報(東日本大震災 による住まいへの影響と課題、高齢者の安 心居住、マンション管理等)を入手する上 で必要である。今回、「独立行政法人が支出 する会費の見直しについて」(平成24年3月 23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真 に必要なものに限ることとし、精査を行っ た結果、平成23年度において、50口支出し ていたものを見直し、1口に限ることとした。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|------------------|-----------|-------------------|---|---|---|-------------|-------------------|--|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人日本監査役協 会 | 会費 | 220,000 | 一口100,000、 二口目からは一口 60,000 | 2011/4/15 | 監事の職務に必要な最新の法律・ 会計・監査実務知識などを定期的 に入手することにより、より高度で効果 的な監事監査に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、効果的な監事監査を実施す るに当たり、会員向けセミナー等により最新 の知見を入手する上で必要である。今回、 「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日行政改革実行 本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限 ることとし、精査を行った結果、平成23年 度において、3口支出していたものを見直し、 1口に限ることとした。 | 有 |
| 社団法人日本監査役協 会 | 会議・研修会参加費 | 186,000 | - | 2011/5/13、6/3、7/8、 8/19、9/16、10/14、 11/18、12/22、 2012/2/17、3/9 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、会議や研修会への参加を通 じ、監事の職務に必要な最新の知見を得た り、情報収集ができるため、必要に応じて 支出を行うこととする。 | 有 |
| 社団法人日本内部監査 協会 | 会費 | 200,000 | 100,000 | 2011/4/8(23年度分) 2012/3/23(24年度分) | 最新の監査理論、監査実務知識及 び監査実務研究事例等の入手によ り、当機構の監査業務の遂行及び 監査業務の品質向上(人材育成を 含む。)に資するため。 | 特社 | 国所管 | 当該支出は、監査業務を実施するに当た り、監査理論、監査実務知識及び監査実務 研究事例等に関する最新の知見を入手す る上で業務上の必要があるため、継続して 支出を行うこととする。 | 有 |
| 社団法人日本内部監査 協会 | 研修受講料 | 278,250 | - | 2011/4/8、7/29、9/2、 9/22、2012/1/6、1/27、 3/30 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、研修会への参加を通じ、監査 業務に必要な最新の知見を得たり、情報 収集ができるため、必要に応じて支出を行う こととする。 | 有 |

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

| 交付又は支出先 法人名称 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出 額 (単位:円) | (会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円) | 交付又は支出日 等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | | 点検結果 (見直す場合はその内容) | 継続支出の 有無 |
|-----------------|---------|-----------------------|---|------------------------------|-------------------|-------------|-------------------|--|-------------|
| | | | | | | 公益法人の区 分 | 国所管、都道府 県所管の区分 | | |
| 社団法人大阪銀行協会 | 説明会開催経費 | 999,898 | - | 2011/9/30、12/2、 2012/2/10 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、金融機関向け説明会等を開催するにあたり、同協会の会場を利用する目的で支出しているものである。会場は交通の利便性、認知度も高く、会費を一定に負担しているため使用料も通常に比べ半額で利用できるものであるため、必要に応じて支出を行うこととする。 | 有 |
| 社団法人日本能率協会 | 研修受講料 | 139,650 | - | 2011/6/3、6/17 | - | 特社 | 国所管 | 当該支出は、お客様コールセンター職員に対してクレーム対応等を主な目的とした研修を行うため、同協会による研修内容が最適なものであったため行ったものである。お客様と直に接する電話対応専門部署の相談品質を向上するために、同協会による研修に限らず、研修目的に最適な内容の研修であれば必要に応じて支出を行うこととする。 | 有 |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。